

2021 年度の実業報告書

2021 年 11 月 26 日から 2022 年 3 月 31 日まで

NPO 法人 ひのき

1 事業の成果

2019 年末に中国で発生したといわれる新型コロナウイルス感染症は、2020年3月11日には WHO からパンデミック(世界的な発生状況)とする発言がなされた。そして、同年3月24日パンデミックにより東京オリンピック・パラリンピックは、約1年の延長が決まり、これへの準備は継続することとなった。これは単なる健康問題ではなく、国際的な政治・経済に大きな影響を及ぼす社会問題となり、その先の見通しが現状ではできない状況となった。我が国においても、政府は 2020(令和 2)年4月7日緊急事態宣言を行った。また現在も新型コロナウイルスの感染症のピークは過ぎたがまだ終息のめどは立たない中で、NPO法人ひのきは、令和3年11月に設立し無事に第一期の決算を迎え、皆様のご支援のもと、令和4年1月よりかがやきクラブ、チャレンジドクラブをNPO法人ふくしの家より事業移管を行い運営を始めた。令和4年4月にホームヘルプサービスくるみ(高齢訪問介護事業所)、ホームヘルプサービスしらかば(障害者居宅介護事業所)、介護タクシーみのり、居住支援事業所の開設準備をおこなった

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の支出金額 (単位：千円)
① 介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護事業所の開設準備	(A) 2022 年 4 月 1 日開設 (B) 当法人事務所 (C) 4 人	(D) 佐賀市及び近隣 (E) 40 人	30
② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問事業所の開設準備	(A) 2022 年 4 月 1 日開設 (B) 当法人事務所 (C) 4 人	(D) 佐賀市及び近隣 (E) 10 人	30

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業	居宅介護事業所の開設準備	(A) 2022年4月1日開設 (B) 当法人事務所 (C) 4人	(D) 佐賀市及び近隣 (E) 10人	30
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	移動支援事業所の開設準備	(A) 2022年4月1日開設 (B) 当法人事務所 (C) 4人	(A) 2022年4月1日開設 (B) 当法人事務所 (C) 4人	30
⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定)事業の開設準備	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定)事業の開設準備	(A) 2022年4月1日開設 (B) 当法人事務所 (C) 2人	(A) 2022年4月1日開設 (B) 当法人事務所 (C) 2人	50
⑥ 障害児及び障害者の生活支援に関する事業	放課後児童クラブの運営を行う	(A) 年間開所日の予定表に基づき開所する (B) 委託元の指定した場所 (C) 20人	(A) 年間開所日の予定表に基づき開所する (B) 委託元の指定した場所 (C) 20人	5,744
⑦ 高齢者の生活支援に関する事業	介護保険外の高齢者の生活支援を行う	(A) 利用者の指定した日 (B) 利用者の指定した場所 (C) 20人	(A) 利用者の指定した日 (B) 利用者の指定した場所 (C) 20人	30

⑧ 他の福祉団体及び福祉教育機関並びに医療機関との連携に関する事業	佐賀大学等の教育機関と連携して調査研究を行う	(A)教育機関等の指定日 (B)教育機関等の指定した場所 (C)2人	(A)教育機関等の指定日 (B)教育機関等の指定した場所 (C)2人	10
⑨ 福祉のまちづくりの情報発信及び啓発活動に関する事業	ホームページ開設準備	(A)2022年4月1日開設 (B)当法人事務所 (C)1人	(A)2022年4月1日開設 (B)当法人事務所 (C)1人	10

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。
- 3 「事業費の支出金額」欄は、活動計算書の「管理費」は含まない。